

(2) - 1 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

受けようとする 免許状の種類		高等学校教諭 専修免許状	高等学校教諭一種免許状 (備考5)											
基礎資格		高等学校教諭 一種免許状を 有している こと。	免許法第5条第5項但し書 きによる高等学校助教諭 免許状を有していること。 ①大学に3年以上在学かつ93単位以上修得 ②大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1 年以上在学かつ93単位以上修得 上記いずれかに該当し、高等学校助教諭免 許状を有していること。											
在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6
合計(所要単位数)		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
教科に関する専門的 事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第5条第1 項に定められている第2欄の科目〔附表2〕 (備考1)	各科目につき各 1単位以上を修 得すること。 2科目に つき各1 単位以上 を修得す ること。 2科目につき各1単位 以上を修得すること。											
		小計	10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3
各教科の指 導法に関 する科目 又は教諭 の教育の 基礎的理 解に関す る科目	第二欄	各教科の指 導法に関する 科目(備考 3)	各教科の指 導法											
	小計(第二欄)		3	3	3	2	2	1	1					
	第三欄	教育の基 礎的理解 に関する科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全へ の対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)											
	小計(第三欄)		5	4	4	4	3	3	3	2	3	3	3	2
	第四欄	道徳、総合 的な学習の 時間等の 指導法及 び生徒指 導、教育相 談等に関 する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び 方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法											
小計(第四欄)		4	4	3	3	3	3	2	2	4	3	2	2	
小計(第二欄～第四欄)		12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	5	4	
大学が独自に設定する科目(備考4)		15	8	8	7	6	5	5	5	3	8	7	6	3
その他の科目(備考5)			15	12	10	8	6	3		5	2			
免許法の適用条項		別表第3、 同表備考4号	別表第3、 同表備考7号											
免許法施行規則の適用条項		11条	同左											
			11条備考3号 12条前段											

備考

- 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、[附表2]の第1欄の免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目をいいます。
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 「各教科の指導法に関する科目」については、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。
- 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 一種免許状を受けようとする者は、「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければなりません。免許法施行規則 第11条第2項)
- 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

(2) - 2 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭一種免許状(備考2)																																					
基礎資格		保健師助産師看護師法第7条による看護師免許を有し、かつ昭和29年改正法附則7項による「保健」の高等学校助教諭免許状を有していること。											2年制の看護師養成施設を卒業して保健師助産師看護師法第7条による看護師免許を有し、かつ昭和29年改正法附則7項による「保健」の高等学校助教諭免許状を有していること。																	昭和29年改正法附則第7項による高等学校助教諭免許状を有していること。									
在職年数		4	5	6	7	8	9	10	11	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
合計(所要単位数)		45	40	35	30	25	20	15	10	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10		
教科に関する専門的 事項に関する科目	各科目につき、法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕(備考1)	各科目につき各1単位以上を修得すること。						2科目につき各1単位以上を修得すること。						各科目につき各1単位以上を修得すること。						2科目につき各1単位以上を修得すること。						各科目につき各1単位以上を修得すること。						2科目につき各1単位以上を修得すること。							
	小計	10	9	8	7	6	5	4	3	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	20	19	18	17	16	15	14	13	12	10	9	8	7	6	5	4	3		
各教科の指導法に関する科目(備考3)	各教科の指導法																																						
	小計(第二欄)	3	3	3	2	2	1	1		4	4	4	3	3	3	2	2	1	1		4	4	4	4	4	3	3	3	2	2	1	1							
教育の基礎的理解に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	全ての事項にわたること。						全ての事項にわたること。						全ての事項にわたること。						全ての事項にわたること。						全ての事項にわたること。													
	小計(第三欄)	6	5	4	4	3	3	3	2	7	7	7	6	5	5	5	4	4	4	3	9	8	8	8	7	7	7	6	6	5	5	4	4	4	3	3	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																																						
	小計(第四欄)	3	3	3	3	3	3	2	2	5	4	3	3	3	2	2	2	2	1	1	11	11	10	8	8	8	6	6	6	5	5	5	4	4	4	3	2		
小計(第二欄～第四欄)		12	11	10	9	8	7	6	4	16	15	14	12	11	10	9	8	7	6	4	24	23	22	20	19	18	16	15	14	12	11	10	9	8	7	6	4		
大学が独自に設定する科目(備考4)		8	8	7	6	5	5	5	3	11	10	9	8	8	7	6	5	5	3	16	15	14	14	12	11	10	9	8	8	8	7	6	5	5	5	3			
その他の科目(備考5)		15	12	10	8	6	3			20	18	16	15	12	10	8	6	3		30	28	26	24	23	21	20	18	16	15	12	10	8	6	3					
免許法の適用条項		別表第3						同左						別表第3						附則8項																			
免許法施行規則の適用条項		附則35項・36項						同左						附則11項																									

備考については(2) - 1を参照してください。